

有害使用済機器に対策

改正廃棄物処理法で措置

自ら処理の親子会社には両者に責任

(一面からのつづき)

保管等に

処理基準策定

適正処理の推進とともに、今回の法改正の柱となっているのが、有害物質を含む「雑品」(プラスチック部材なども多く使っている雑多な使用済機器)の不適正な保管や処理、輸出による事故や火災、環境汚染などへの対策だ。この法改正事項は、

バーゼル法改正案ともリンクしており、同日に成立、公布された。雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)については、これらの物品の保管や処分を業として行う者に対して都道府県知事への届出、処理基準の順守等の義務付けと、処理基準違反があった場合等での命令等

の措置の追加などの措置を講ずることになった。

ここで問題とされている有害使用済機器とは、「家電4品目や小型家電などで通電不可などリユースができないものを想定している。野ざらしの保管や重機などによる破砕行為で有害な重金属などの漏出やプラスチックによる火災などにより

生活環境保全への影響のおそれがある(中尾産廃課長)もので、事実上、家電リサイクル法等を形骸化させる「脱法行為(無許可の不要品回収業者による不適切な回収)により回収されている使用済み電気電子機器等を想定している。業務用の機器についても対象とするかどうかを今後検討する。

ヤード業者への措置強化

廃棄物処理法で定められる金属くずなどを扱う者には特例として産業廃棄物処理業許可が不要とされている。

他方で、新たに都道府県知事への届出を義務付ける対象は、有害使用済機器を保管または処分する、いわゆる

「ヤード業者」だが、有害使用済機器も取り扱っている場合には金属スクラップ業者も対象になる。

これらの業者にかかる新たな処理基準(保管、処分)は、産業廃棄物に係る保管基準・処理基準を参考にして策定する予定で、政令として公布される。

一方、本来ならば、一般廃棄物収集運搬業

クルに係る法制度を徹底的に勉強して、(法に抵触しないよう)対策を練っている(環境省)という。

今回、ヤード業者等を規制強化の対象にしたのは、各地で火災などの事故を起こしているという問題への対処とともに、夜逃げや直前逃避などいわゆる「とんずら」を比較的

許可を持たずに、一般廃棄物の回収事業を行っている違法な不要品回収業者を無許可営業として厳しく罰することも、ヤード業者への法規制強化とともにより徹底した対策が必要などところだ。

環境省ではこれまでにも違法な不要品回収業者を取り締まるために、自治体に対策の徹底を求めてきた。しかし、「取り締まっても、次から次へと同様の業者が現れ、いたちごっこになってしまふ」とうみても家電リサイクル法に違反しているようなケースでも回収業者が『これはリユース向け』と言うと、簡単に取り締まるのが難しい」といのが実情だ。

「中国系など海外の不要品回収ビジネスをやっている業者は、日本の廃棄物処理・リサイ

るを得ないヤード事業をターゲットにした形に抵触しないよう)対策を練っている(環境省)という。

親子会社と「自ら処理」

今回の法改正ではさらに、親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、その親子会社は、

受けないで、相互に親

子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができないことになった。

排出事業者によるいわゆる「自ら処理」を拡大したもので、かねてより産業界から「グループ会社での処理」として緩和の要望があがっていたものだ。ただし、排出事業者責任は、「親子の両方」にかかる。

一方、特例として一般廃棄物も処理できる

産業廃棄物処理施設に対する停止命令なども明確にされた。

届出を行い、特例として一般廃棄物の処理を行うことができる産業廃棄物処理施設が、施設の維持管理基準などに違反した場合、産業廃棄物処理施設としての停止命令などだけでなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令などができることを明確にしている。